

＜紙おむつ支給事業のご案内＞

【目 的】

蓮田市にお住まいの社協会員世帯で在宅の高齢者及び障がい者に対し、紙おむつを支給することにより、本人及び介護者の精神的、経済的負担を軽減するなど、在宅介護の支援を目的としています。

【ご利用できる方】 蓮田市にお住まいの社協会員世帯で、紙おむつを使用している在宅の高齢者及び障がい者で、次の①②のいずれかに該当されるかたです。

- ① 介護保険の要介護認定の結果、要介護４・５の認定を受けているかた
- ② 障害者手帳（身体障害者手帳１・２級、療育手帳㊤・Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれか）の交付を受けているかた

【申 請】 ※申請は毎年度ごとになります。

- ① 申請書（書類は社協にあります。）
- ② 有効期間内の介護保険被保険者証、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）の写し
（要介護度と障害等級が両方該当する場合は両方の写しを添付願います。）

【支給決定】 申請書の受理後、支給の可否を決定通知書によってお知らせします。

【支給方法】 契約業者より蓮田市内の使用者宅もしくは申請者宅へ配達により支給します。

【支給種類】 ①～④の中からいずれか１種類

種 類	サイズ	１回あたりの支給枚数	吸収量(目安)	※サイズ
① パンツタイプ	S	66枚（22枚×3パック）	2回分	W 55～75cm
	M	60枚（20枚×3パック）	2回分	W 65～90cm
	L	54枚（18枚×3パック）	2回分	W 80～105cm
	LL	64枚（16枚×4パック）	2回分	W 95～125cm
② テープタイプ	S	68枚（34枚×2パック）	3回分	H 57～92cm
	M	60枚（30枚×2パック）	4回分	H 77～110cm
	L	52枚（26枚×2パック）	5回分	H 92～130cm
③ フラットタイプ		120枚（24枚×5パック）	3回分	30×72cm
④ 尿取りパッド		120枚（30枚×4パック）	約2回分	20×48cm

※サイズ W…ウエスト H…ヒップ

【注意事項、その他】

※入院、入所、転出、死亡の際は、紙おむつの支給は停止又は廃止になりますのでご連絡をお願いいたします。

※入所を前提とした長期間のショートステイご利用中や、住民票を移さずに市外の施設に入所の場合等のご利用になれません。

※介護保険被保険者証の更新・区分変更や障害者手帳の再判定等で新しい介護保険被保険者証や障害者手帳を取得された際は写しの提出をお願いいたします。

※紙おむつの新規申請、サイズや種別の変更受付は、宅配月の前月末の最後の平日までです。
(例：6月支給の変更受付→前月 5月31日まで)
ただし、土・日・祝日・年末年始はお休みです。

※支給されたおむつの交換はできません。
(余り等の返品は開封済みもお受けします)

※紙おむつ支給事業は市民のみなさまからご協力いただいた会費等を財源に実施しています。
みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

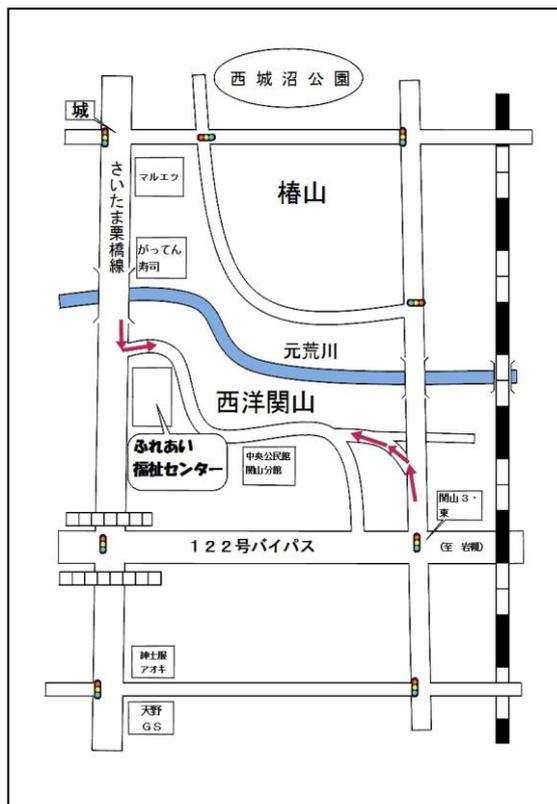
<連絡先・お問合せ先>

蓮田市社会福祉協議会 (ふれあい福祉センター内)

担当：総務課

〒349-0121 蓮田市関山4-5-6 電話 048-769-7111

《午前8時30分～午後5時15分(月曜日から金曜日、祝日を除く)》



【令和8年4月～令和9年3月分 紙おむつ配布予定表】

令和8年 4月	13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)
7月	13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)
10月	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)
令和9年 1月	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)